【1993 年 1 月 20 日】被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置制度改正案要 綱他

年金審議会

平成5年1月20日

年金審議会

会長 京極 純一 殿

厚生大臣 丹羽 雄哉

諮問書

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置制度を別添のとおり改正することについて、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 5 条の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置制度改正案要綱

第一 改正の目的

被用者年金制度全体の見直しの措置が完了するまでの間における当面の措置である制度間調整事業について、日本鉄道共済組合に交付する調整交付金の特例減額措置を継続するため改正を行うこと。

第二 改正の要点

- 一 平成二年度から平成四年度までの間の措置とされている日本鉄道共済組合に交付 する調整交付金の特例減額措置を当分の間継続すること。
- 二 一に伴い、実質拠出保険者が拠出する調整拠出金の特例減額措置を当分の間継続すること。
- 三 この改正は、平成五年四月一日から実施すること。

厚生大臣 丹羽 雄哉 殿

年金審議会 会長 京極 純一

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置制度の改正について

平成 5 年 1 月 20 日厚生省発年第 4 号をもって諮問のあった標記については、これを了承する。